

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン久世

所在地 真庭市惣一六四番地の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

(2) 名称 株式会社いない

住所 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

代表者の氏名 代表取締役 天野 達也

(3) 名称 有限会社家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 定方 健二

(4) 名称 株式会社イエローハット

住所 東京都中央区日本橋馬喰一丁目四番一六号

代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前)

ア 株式会社イズミ 午前九時三十分

イ 株式会社いない 午前十時

ウ 有限会社家具のサダカタ 午前十時

エ 株式会社イエローハット 午前十時

(変更後)

ア 株式会社イズミ 午前九時

イ 株式会社いない 午前九時

ウ 有限会社家具のサダカタ 午前十時

エ 株式会社イエローハット 午前十時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 全駐車場 午前九時から午後十時三十分まで

(変更後) 全駐車場 午前八時三十分から午後十時三十分まで

4 変更年月日

平成二十九年六月二十三日

二 届出年月日

平成二十九年六月二十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年七月四日から同年十一月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び真庭市産業観光部産業政策課